

< 資料1 海外の事例 >

1. はじめに

ここでは、海外の機関における事例研究を行なった、宮城教育大学と同志社大学の報告書をもとに、整理を試みる。

2. 宮城教育大学

(1) 訪問先

【アメリカ合衆国】調査期間：2010年2月15日～2月25日

Ohlone College (オーロニ大学)

California State University, Northridge (カリフォルニア州立大学ノースリッジ校)

California School for the Deaf, Fremont (カリフォルニア州立フリーモントろう学校)

Marlton School, Los Angeles (マールトン学校)

Greater Los Angeles Agency on Deafness (ロサンゼルスろうコミュニティセンター)

【スウェーデン】調査期間：2010年2月15日～2月25日

Örebro universitet (オレブロ大学)

Risbergskaskolan (リスベスカ高校)

Virginskaskolan (ヴィルギンスカ高校)

Tullängsskolan (トレランズ高校)

Linné universitetet (リンネ大学：Linnaeus University)

Stockholms universitet (ストックホルム大学：Stockholm University)

(2) 結果の概略

(i) アメリカ合衆国における障害学生支援の特色

アメリカ合衆国における障害学生支援の特色は、障害者教育法 (Individuals Disabilities Education Act) と ADA (Americans with Disabilities Act) による法的整備を背景に高等教育における障害学生支援が先駆的に行なわれており、諸外国の中でも非常に長い歴史と優れた業績を有しているといえる。特に、聴覚障害学生支援においては、PEPNet (米国聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク)、PEN-International (聴覚障害者のための国際大学連合) のように国内外の聴覚障害学生支援の水準を向上させるために大学間のネットワーク事業を推進していることで注目されている。

本事業において行なったアメリカ合衆国の障害学生支援における高大連携の先進的事例の調査結果からは、以下の点が特徴として挙げられた。

① オーロニ大学 (Ohlone College)、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校 (California State University, Northridge)、PEPNet-West のいずれも、聴覚障害のある高校生の移行支援サービスを行うために、高校の情報を持っている IEP コーディネーターあるいは SELPA の移行スペシャリスト (Transition Specialist) との連携が必要不可欠となっていること。

② オーロニ大学のろう教育学部 (Center for Deaf Studies) で行なわれている Deaf

Preparation Program (DPP：入学準備プログラム) で、聴覚障害学生にとって自身の学力が低くても“現在”から“将来”へ移行する選択肢が得られるように様々なプログラムを提供していること。

- ③PEPNet-West では、聴覚障害のある高校生が自立や大学生活に適応できるように Web コンテンツを充実させたり、教育やろうコミュニティ関係の集まりに参加したり自らカンファレンスを開催することで、本人、家族及び学校や関係者に対する啓発活動を積極的に行なっていること。
- ④カリフォルニア州立フリーモントろう学校 (California School for the Deaf ,Fremont) やマールトン学校 (Marlton School, Los Angeles) で、①高校 2 年の頃から大学や職場への移行を考慮してカウンセリングやトレーニングのプログラムを実施する、②高校卒業後も数年間は継続して英語の読み書きや数学の学習支援、自立支援などフォローアップ支援や地域との繋がり支援を行なう、の 2 点が行なわれていること。しかも前者のろう学校では、教育省とリハビリテーション省との提携による移行パートナーシッププログラム (TTP) と就職準備プログラム (WRP) でろう学校を“拠点地”とし、高校生や卒業生が自立や移行ができるよう手厚く支援していることは大変興味深かった。
- ⑤ロサンゼルスろうコミュニティセンター (Greater Los Angeles Agency on Deafness) では、聴覚障害のある高校生を持つ親とネットワークを作り、親が子どもの自立や移行を支えるキー・パーソンとなるようにワークショップや情報提供を行なっていること。

以上の特徴は、聴覚障害だけでなく、他の障害領域に関しても同様に必要な事柄であると思われる。事実、学習障害のある学生が 165 名いるオーロニ大学でも、障害学生プログラム及びサービス部門 (DSPS) が、DPP のように学習障害を対象にした入学準備プログラムを作りたいとのことであった。

また、大学内の障害学生支援だけでなく、今回の高大連携における障害学生支援においても、障害者教育法 (Individuals Disabilities Education Act) と ADA (Americans with Disabilities Act) による法的整備が今回の取組の実現につながっていることを再認識させられた。

1 つは、今回の視察で見られた PEPNet の体制移行のように、ADA の制定によって障害学生への差別をなくし、教育にアクセス権利を保障するための支援体制を構築してきた大学が、高校以下の教育機関にノウハウとツールを提供し、聴覚障害のある高校生の移行ニーズに幅広く対応していくことを重視する段階に至っていること。

もう 1 つは、IEP が 1984 年から実施されており、移行サービスも取り入れることで、教育から職業リハビリテーションへの連続した個別計画に基づくサービスが実現されたこと。これに VR カウンセリングやキャリアカウンセリングなど様々な分野のカウンセリングサービスも関わって支援していること。

以上のことから、日本において障害学生支援における高大連携を行なうためには、次のような条件が必要になるのではないかと示唆された。①高校から大学等高等教育機関への移行支援に関する法的整備がなされていること②障害学生支援の

実績を持ち、支援のノウハウやツールを発信できる拠点校としての大学があること。

③障害学生のニーズに応じて、大学入試に合格できる学力かつ大学への移行スキルを習得する準備プログラムが行なわれること。④ろう学校や高等学校において早い段階から卒業後の進路に向けたプラン設計の支援や情報提供が行なわれること。

以上のことから、大学における障害学生支援とは、「大学在籍中に支援する」のではなく、「大学進学を考える時点から大学を卒業して仕事が決まる時点までの間に必要な支援をどれほど行なうことができるのか」という問いを持ってさらに取り組んでいかなければならず、まさに認識の転換を迫られているということがいえる。

(ii) スウェーデンにおける障害学生支援の特色

一方、スウェーデンの教育は、公教育システムが一般義務学校、サミ（北方先住民）学校、特別学校、学習障害生徒のためのプログラムによって構成される義務教育と、就学前クラス、高等学校、学習障害のある生徒のための高等学校、自治体立成人教育、学習障害のある成人のための成人教育によって構成される非義務教育からなっており、この点では、わが国教育システムとあまり変わるところはなかった。しかし、すべての公教育システムは無料で提供されていて、25～64 歳人口の約 32%が、高等教育を受けているという点で、わが国の教育システムとは大きく異なっていることがわかる。

初等および後期中等教育制度は、9 年制の義務教育である基礎学校と、理論教育および職業教育に分かれた 3～4 年制の高等学校があり、就学前は保育園、6 歳児を対象にした就学前学校があり、これは幼稚園教育ともよばれている。基礎学校は 6 歳入学だが、従来は 7 歳入学で現在も選択可能である。学期は 8 月中旬から始まり、クリスマス休暇までの秋学期、新年から 6 月初旬までの春学期の 2 期制である。費用はすべて公費負担。1 クラスはほぼ 20 名程度の生徒によって構成され、集団による同一内容の学習ではなく、テーマに即した経験重視の学習内容で、ペーパーによる全国試験のようなものはない。学習進度に問題がある子どもについては、特別なプログラムが用意され、補助教員がつくこともある。近年は私立学校もできはじめている。高等学校は 16 歳入学の 3 年制。基礎学校でのクレジットにおいて必要単位をとっていることが条件で、それぞれの単位にはグレードがある。理論教育のコースは、学科学習が中心で大学進学をめざす生徒が多い。職業教育は、日本の職業専門学校に匹敵する内容を持ち、社会に出てからの実務に直結する内容を学習する。卒業後、就職する生徒も多いが、大学進学も可能であり、さらに高度な職業技術を学ぶ生徒もいる。ろう、難聴のために、理論教育および職業教育を学ぶことができるコースもある。

18 歳以上の成人対象の国民高等学校という制度もあり、特徴的なテーマに基づく 4～24 週間の教育を受けることができる。障害のある生徒は、知的障害の場合をのぞいて統合教育を受けることができるが、基礎学校段階には障害別の学校が用意されている。各学校で個々のニーズに合わせて特別に個人プログラムを用意する。障害のある生徒を対象とした国民高等学校もあり、ここで補習教育を受けた後、大学へ進学する生徒もいる。

さらに、高等教育システムにおいては、入学・進学に際し、入学試験はなく、すべての高等教育機関で一律に必要とされる「一般入学資格」と、専門科目についての追

加的な入学資格があれば入学が認められるようになっている。

一般入学資格とは高等学校で学んで得るクレジットであり、スウェーデン語、数学、そして英語が必修であるが、聴覚障害者の場合は、手話を言語として認められていることから、手話、数学、スウェーデン語が、必修クレジットとなっている。高等学校での獲得クレジットとそのグレードによって希望する大学や学部に進めるかどうかが決まり、志願者数が定員を上回った場合、このグレードか、全国大学適正試験の成績による。医学部や法学部等進学希望者が多い学部ではすべてのクレジットにおいて A レベルを持っていることが必要である。

修学システムは、日本と同じ履修単位制であり、1 単位は 1 週間の通常学習量に相当しており、年間 40 単位の履修が求められている。1 学年 1 期制。授業形態もほぼ日本と同じで、使用言語はスウェーデン語が中心となるが、英語による授業もあり、同じ授業が二つの言語によって別々の日に行なわれることもある。言語学や英米文学などの専攻では英語による授業およびレポート提出も英語による場合が多い。必読文献の多くは英語であり、大学入学に際し高い英語力が求められていて、一般学位は、80 単位以上を取得して得る卒業証書（証明書）で通常 2 年間の履修によるもの、次に専攻科目 60 単位（内 10 単位が修士論文）を含む 120 単位以上の取得による学士号、通常は 3 年間の履修によるもの、そして専攻科目 80 単位（内 10～20 単位が修士論文）を含む 160 単位以上の取得による博士号で通常 4 年間の履修によるものとなっている。

大学院に入学するには 3 年間の学部教養プログラムを修了し、該当する分野で 60 単位以上を取得していることが求められる。また入学に際して面接もある。通常 4 年間の履修で提出した論文が公開審査で認められて博士号が取得される。この博士論文とは別に 2 年から 2 年半の短期の研究活動で執筆されるリセンシアート論文といわれるものがあり、後に博士号を取得するための補充的な学位として位置づけられている。

障害学生の受け入れおよびサポートに関しては、政府が 2010 年の目標として「すべての人々にアクセス可能な社会（An accessible society）」という標語を掲げ、すべての政府機関および公共活動においてこれが達成されることを目指しているという。そのための具体的計画として、情報アクセス、移動アクセス、活動（仕事）におけるアクセスの 3 つの計画を設定している。この政府の指針のもと、大学もすべての学生に対するアクセスを保障するべく努力が求められている。これらの方向性を基本で支持しているものは 2009 年 1 月 1 日発効の **Discrimination Act** である。

スウェーデンでは 1993 年からすべての大学に障害学生のためのコーディネーターが設置された。ストックホルム大学やルンド大学、オレブロ大学などのような総合大学には 3 人（もしくはそれ以上）の専属スタッフが置かれているが、多くは 1 人であるか、小規模の大学では兼任という場合もあるということであった。

以上のことからわかるように、スウェーデンにおいては、すべての差別を撤廃するためのノーマライゼーションの思想が制度的にも浸透しており、豊かな共生社会実現のための確かな歩みが感じられた。

こうした背景には、福祉・教育予算の確保のための高額な納税に対する市民意識の高さや生涯にわたる教育・福祉の充実に対する意識、さらにはそれらに対し国がきち

んと責任をもつということが制度的前提として存在しているということが大きいとい
うことができる。

本調査においても、それぞれの大学で様々な障害への対処の充実を垣間見ることが
でき、そうした対処を実現可能なものになっている要因として、それぞれの大学におけ
る専門的知識を有するコーディネーターの役割が極めて重要であるということがうか
がえた。

一方、高大連携という視点で見た場合、大学にはそれぞれ専門のコーディネーター
が配置されているものの、高校に対する情報普及や大学進学への動機づけをどのよう
に推進していくのかといった問題については、コーディネーター個人々の努力に委ね
られている側面も強く、そうした課題が今後も検討されなくてはならないということ
もできる。

例えば、それぞれの障害に応じた高校段階での教育が、職業指導などの取組として
充実している反面、大学進学への動機づけをどのように啓発していくのかといった問題
も残されており、あるコーディネーターの話では、全人口に占める障害者の数からみ
て大学へ進学する障害学生数はまだまだ少ない実状であることが示された。

そうした大学情報の開示や啓発活動は、コーディネーター個人の努力では限界があ
り、大学組織全体での取組が今後ますます必要であるように思われた。

本調査によるスウェーデンの教育事情を視察することによって、教育や福祉に対す
る国の関与の重要性を改めて認識した。

したがって、今後わが国における障害学生支援の推進に当たっては、国がイニシア
ティブをとって、全障害にわたる支援の国家的ビジョンを政治が主導して進めていく
必要性およびそれに伴う財政的基盤の確立（弱者への支援に対する一般国民の理解・
啓発）が必要であると実感した次第である。

3. 同志社大学

（1）はじめに

障害学生支援については、海外の取組との比較検討も効果的な分析、検証成果が得られ
るとの方針により、筑波技術大学のアドバイスも参考にして訪問先を選定した。同志社大
学との協定校である延世大学と特に障害学生支援に積極的な大学としてナザレ大学を訪問
調査した。また、本学の社会学部福祉学科の卒業生が役職者を勤める韓国障害者公団を訪
問し、韓国における障害者対策全般の説明、高等教育における障害者の進学問題、就職状
況など包括的な情報を得ることができた。

最後に、韓国において障害者の立場から、大学等高等教育への障害者の進学問題や教育
環境の整備、就職活動支援まで幅広く活動しているNPO法人の代表者と現役の障害学生
数名との意見交換を行なうことができた。障害学生支援を行なう立場（大学等）からの情
報とは別の視点（支援を受ける障害学生の立場）からの意見、情報を収集することができ
たことで、韓国の障害者支援の問題を多角的に捉えられた。

【訪問先】調査期間 2010 年 6 月 2 日～6 月 6 日

韓国障害者雇用公団（Korea Employment Agency for the Disabled）

ナザレ大学 (Korea Nazarene University)

延世大学 (Yonsei University)

NPO 法人障害人 (者) 学生支援ネットワーク

(Network for Students with Disabilities in Korea)

(2) 延世大学 (Yonsei University)

創立は 1885 年という韓国の伝統校であり、ソウル大学、高麗大学と並ぶトップ 3 大学の一翼を担っている。学生数は 36,000 人で内、500 人～600 人が外国人留学生である。延世大学への入学には、韓国の大学修学能力テスト (大学入試センター試験に相当) で上位 5% の成績をとらないと入れないが、障害のある生徒は少し条件を緩めて、上位 8% に入れば入学を認めている。

現在、障害学生は 48 名が在籍しているが、成績は厳しい。延世大学は学内試験で 75 点以下が 2 回続くと警告を受ける。3 回目の警告で除籍となる。障害学生が一般学生と同じ単位をとるのは現実問題として困難である。一般学生の半分、10 単位だけ登録 (学費も半額となる) すればよいのだが、制度を知らない学生が多く、100% の単位取得をめざす結果、成績不良で除籍となる障害学生が多い。延世大学独自の障害学生の奨学金制度もある。75 点以上の成績が条件となるが、条件を満たす学生には学費相当額の奨学金が支給される。(実質上の学費免除)

(i) 学内施設

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の学生たちへ支援する設備、備品は用意している。また、視覚障害、聴覚障害の学生専用の学習室や学寮に障害学生の専用枠 (部屋) を設けている。

(ii) 障害学生支援センター

2005 年に組織が発足した。(元となる組織は、1995 年設置)

センターのスタッフ

専任の教員 1 名

任期付教員 1 名

TA 5 名 (全員大学院生 月から金までローテーション勤務)

サポート学生 32 名 (有償)

① コーディネーターの身分と専門性

専任教員が 1 名配置されているが、専門分野は不明。実質的に障害学生の支援を担う TA は、社会福祉、スポーツレジャー、神学、工学などを専攻している大学院生であり、とくに障害学生支援に必要となる専門性を有してはいないと思われる。また、TA であるので、身分もあくまで学生である。

障害学生支援に力を入れているナザレ大学と比較すると、延世大学のスタッフの身分保障と専門性はあまり整備されてはいないと思われる。ちなみに、センター所長は法学部教授であった。

(iii) 高大連携

韓国では、高大連携という考え方はない。受験競争は熾烈であり、大学から高校や高校生に何かをしなくとも、大学進学希望者は大勢いる。日本のような 18 歳人口の

減少という問題もまだそれほど深刻ではない。韓国はおそらく日本の 20～30 年後から、同様な問題が発生してくるかもしれない。

ただし、障害のある生徒に対する特別配慮、入学の特別枠がある。障害のある生徒は、一般の生徒と競争しないで大学へ進学できる。国の法律で定められているので、全国共通の取扱である。障害のある生徒のうち、どれぐらいの生徒が大学進学を希望しているのか確認はされていない。大学は、そのようなところまでの問題意識がまだない状況である。

(iv) 学内連携（発達障害等）

障害学生支援センターと学内の諸機関、例えば、医学部やリハビリセンターと連携は何もない。ただ、学内の集まりとして、「ゲルニカ人権同胞会」という学生サークルがあり、一般学生と障害学生がお互いの問題を語り合い、また人権学習を行なっている。本センターは、そのサークルとは、深い繋がりもあり、さまざまなサポートを行なっている。

(2) 韓国障害者雇用公団（Korea Employment Agency for the Disabled）

韓国障害者雇用公団は労働部の外局で、障害者の雇用促進及び職業リハビリと職業的自立を支援する政府出先機関（労働部の外局）として職業指導、職業斡旋、職業訓練、職業リハビリ情報提供及び調査、研究、労働部長官が決める事業など、障害者の職業リハビリ事業を専門的にするため、1990 年に設立された。

(i) 大学（大学生）との連携事業

① インターンシッププログラム

このプログラムは 15 歳～38 歳の障害者に対して行なわれている。公団が開拓した企業に 3 ヶ月間、インターンシップとして派遣し、障害者に就業体験をしてもらう。その後、正社員として採用されるのは 60%～70%である。1 年間に約 100 人が 50 社ほどの企業に派遣される。その内、大学生は 10 人～15 人である。

② 大学の学生支援センターとの連携

2007 年度より、全国 33 大学の学生支援センターと連携し、事業を展開している。大学に出向き、履歴書の書き方、面接の仕方、自己アピールの方法などのガイダンスを実施している。また、大学生の起業支援も実施している。

(3) 韓国ナザレ大学

韓国の大学の中で、もっとも障害学生支援に力を入れているのが、私立ナザレ大学である。キリスト教系大学であり、学生数 5,000 人中、430 人の障害学生が学んでいる。障害学生は、その 60%がリハビリ学部と社会福祉学部に在籍しているが、その他の学内のすべての学部にも在籍している。さらに視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などの障害者だけでなく、精神遅滞や自閉症などの発達障害を含む SND の学生にも教育の機会を提供している。

(i) 学内施設

ブレイルスター（点字タイプライター）や拡大読書機などの他、言語治療のための言語治療システム、聴覚障害学生の専用学習ルームなども用意されている。

(ii) 障害学生支援センター

2002 年度に発足した。障害別に 6 名の職員（コーディネーター）がいる。障害学生に高い専門能力を修得させるために、プログラミングなどの専門家（韓国のトップクラス）も配置した。韓国の聴覚障害者用の電子テキストの専門書の多くはナザレ大学の職員が作成している。

① コーディネーターの身分と専門性

6 名のコーディネーター（職員、内 1 名は英語の教員）は、大学の専任職員である。障害学生支援センターが、専門性の高い人材がほしい場合は、大学へ申請することができる。

専門性の基準としては、下記の資格、能力を有する人材を優先採用する。

- 工学専攻
- リハビリ専攻
- 特殊教育専攻
- 社会福祉専攻（特に障害者福祉）
- 手話
- 言語治療のスキル
- 心理学専攻

(iii) 高大連携

韓国では、一般的に大学と高等学校との連携はない。ただ、ナザレ大学は障害学生支援の取組で有名であるため、特殊学校や障害のある生徒の見学や問い合わせが多い。2009 年に特殊教育法の改正があり、障害者教育の年齢制限が撤廃された。国立特殊教育院が、進路、就職に関する取組を進めている。また、中学校から高等学校、高等学校から大学、大学から就労という転換点の課題が大きい。ナザレ大学ではこのような転換点サービスに力を入れている。今年度から、転換点サービスにより、障害のある高校生を直接リクルートする活動を始める。これからの障害者の有力な就労先として、IT 産業がある。大学でこのような分野の勉強をし、専門的な知識、能力を修得することが、企業に雇用される効果的な方法であるといわれるようになった。

国立特殊教育院の調査によれば、障害のある高校生の 80% が大学進学希望があるとの結果になった。今後、大学からこのような高校生たちにどのような大学教育の情報を提供していけばよいか考えていく。

韓国では、障害のある生徒や生徒がいる高校との高大連携は拡充している。本学の聴覚障害、視覚障害担当の教員は、特殊学校を訪問し、ナザレ大学の障害学生の学習環境について説明してまわっている。

なお、前掲したとおり、一般高校や生徒に対する大学からの勧誘や積極的な連携は行っていない。

(4) NPO 法人障害人（者）学生支援ネットワーク

(Network for Students with Disabilities in Korea)

本ネットワークの創設者のキム・ヒョンス氏は、1995 年、延世大学の障害者特別入試による第一号の合格者であった。学生時代に「ゲルニカ人権同胞会」を設立し、それがきっかけで延世大学の障害学生支援センターが設立されたとの話は、大学からの説明ではわか

らなかった情報であった。

韓国では、法律で大学に「障害学生支援センター」の設置が義務付けられている。また、本センターは、教育部（韓国の文部科学省）の「障害学生福祉評価」という制度に参加し、3年ごとの評価を受けており、各大学の障害学生支援センターと連携しながら、高校生の受験相談、支援および障害学生の学生生活の支援を行なっている。

（i）入学

法律により、すべての大学には障害学生の特別入試枠があるが、学内規程で、発達障害や重度障害者を入学させない大学が存在する。本ネットワークは障害のある生徒がどの大学でも入学できるような活動をしている。具体的な方法として、「国家人権委員会」に訴えるという手段がある。委員会は大学へ出向いて、差別の有無について調査し、事実であれば改善を指示することができる。まだ、法律が制定されて15年なので、障害学生は入学後の学習や支援の有無、学費などに不安を感じている。

（ii）大学の現状

大学の姿勢は、障害学生を積極的に受け入れるというよりも、法律で決まっているので、受け入れるという対応が多い。大学と障害学生との間に乖離がある。1995年延世大学に障害学生支援センターが設立したことを機会に他の大学にもセンター設置が広がった。ソウル大学のセンターが2001年に発足した。ソウル大学には設備も人材（専門家）も配置されたため、障害学生も多い。

（iii）障害学生が大学に期待する支援

障害学生は、大学の支援制度についてよく知らないのと同時に、自分自身が大学において必要な障害学生支援とは何か、どのようなものか、知らないという問題がある。現時点では、ノートテイクか要約筆記という支援という単純な方法しかない。大学は、もう少し専門的に研究された効果的な支援について検討すべきである。

（iv）本ネットワークの大学進学に対する考え

障害のある生徒が入学し易く、学習環境も整備されている大学があるが、希望者は多くない。障害学生も、ソウル大学や延世大学へ進学したいと思っている。ただ、ソウル大学などの有力大学に入学した障害学生は、自分の障害を隠す傾向がある。本ネットワークは、障害学生であることを理由に特別な待遇を受け、楽な学生生活を過ごすことは勧めていない。障害学生支援センターは障害学生に何でも支援するという姿勢はよくない。障害学生は、「かわいそうな障害のある学生」ではなく、「社会に出てみんなを引っ張っていく」ような人材になってほしいと思っている。

（5）韓国の障害学生支援の実状視察のまとめ

（i）高大連携

韓国では、そもそも高大連携という考え方自体がない。2009年度の韓国の高校生の大学進学率は81.9%であり^[1]、日本よりかなり高い。大学進学レベルは世界最高レベルである。

[1] 韓国統計庁発表「2009年韓国の社会指標」の教育統計より。韓国の大学進学率の推移は次のとおりである。1994年度45.3%、1995年度51.4%、1997年度60.1%、2001年度70.5%、2004年度81.3%である。

しかし、日本でのマスコミ報道でもあるように、韓国での受験競争は熾烈を極めて
いる。延世大学訪問時に何人かの学生にヒアリングしたところ、「高校 3 年次は朝の
7 時～23 時まで高校にいた。」ことを複数の学生から聞いた。つまり、韓国の大学業
界は日本よりも買い手市場であるということである。また、兵役があるために浪人す
る受験生が少ないことも影響していると考えられる。

(ii) 障害のある生徒の進学上の不安解消策

韓国においても、障害のある生徒が大学進学を目指すにあたって、一
番不安な点は、大学に関する情報が少ないということであった。このことは、本学が
実施したアンケート調査及びヒアリング調査においても明白である。